



黒部市告示第17号

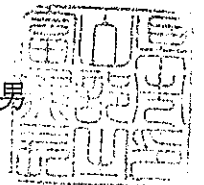
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による飯沢栃沢地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年3月22日

黒部市長 堀内 康 男



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「栃沢」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	金屋	広島	1351から1357まで、1358の1、1358の2、1359の1から1359の3まで、1360、1361の1、1362から1368まで
		拾石割	1502、1503、1509、1510、1511の1、1511の2、1512の1、1512の2、1513の1、1513の2、1514から1516まで、1518、1522、1523の1、1523の2、1524の1、1524の2、1525の1、1525の2、1526から1534まで、1535の1から1535の3まで、1536、1537の1から1537の3まで、1538の1から1538の3まで、1539の1、1539の2、1540から1547まで、1548の1、1548の2、1549の1、1549の2、1550から1552まで
	窪田	中の沢	139の1の一部

古御堂	舌五郎割	521
生地中区		4の1、5、6の一部、39の一部、40の一部、 41から43まで、44の1、44の2、 45の1から45の3まで、46の1、46の3、 47の1、48の1、48の4、49の1、49の2、 50の1、50の2、51の1、51の2、52の1、 52の2、53の2、54の2、55の1、55の2、 61の1、62の1、62の2、63の1、63の2、 70の1から70の4まで
中新		1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、 3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、 6の1、6の2、7の1、8の1、8の5、 9の1、10の1、10の4、11の1、11の2、 12の1、12の2、13の1、13の2、 14の1から14の6まで
飯沢		191、192、211の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「飯沢」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	金屋	拾石割	1473から1478、1480、1482から1487まで、 1488の1、1491、1492の1、1492の2、 1494の1、1494の2、 1495、1496、1497の1、1497の2、1498
		大佛	法定外公共物のみ
	窪田	中の沢	139の1の一部、139の2、139の3、140の1、 140の2
	古御堂	舌五郎割	515、611から629まで、630の1

	中の沢	116の1、117から119まで
	飯沢前	90の2
生地中区		6の一部、7の1、7の2、8から11まで、 12の1、13の1、14の1、15の1の一部、 23の一部
栃沢	大坊	132の一部、133の一部、134、135の1の一部
	中の沢	13142の1、13143の1、13143の3、 13143の4、13144の1
	中長	102の一部から108番の一部まで
北野	杉菜原	法定外公共物のみ

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
黒部市	栃沢	大坊	132の一部、133の一部、135の1の一部
		中長	71の1、71の2、72から75まで、81の1、 81の2、82から84まで、90から92まで、 93の1、93の2、94の1、94の2、 95の1から95の3まで、96から101まで、 102の一部から108の一部まで、 110から113まで、116から124まで、 125の1、125の2、126の1、127の1、 128から136まで
		東長	14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、 16の2、16の3、17から21まで、22の1、 22の2、23の1、23の2、24から33まで、 34の1、39、44、45、47、51、67から69まで、 70の1、115

	飯沢	飛井川除	6047の3、6049の1、6054の2、6065の3、 6066の7、6066の9
--	----	------	---

上記の区域内にある市有地の全部を含む。